

1 早期発見のための取組・体制の充実

事業・取組	担当
<p>① 保護者への普及啓発 各乳幼児健診において受診者全員に配付している乳幼児の月齢に応じた発育・発達や生活習慣などに関する啓発用パンフレットのうち、1歳6か月児及び3歳児用のパンフレットに、それぞれ発達障害についての情報を掲載し、保護者の気付きを促進するとともに、周囲の理解を深める。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>
<p>② 要観察児及び保護者への支援 ●1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害が疑われ支援が必要な親子に対し、各区の保健センターにおいて遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気付きを促すための親子教室を各区10回程度開催する。 ●乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先について記載したリーフレットを市内の小児科や公募型オープンスペース等へ配布する。</p>	<p>こども・家庭支援課、 保育指導課、 こども療育センター</p>
<p>③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施 乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を開催する。また、保健センターの医師等を、発達障害に関する理解を深めるための研修に派遣する。</p>	<p>こども・家庭支援課、 こども療育センター</p>
<p>④ 5歳児を対象とした支援 年度内に5歳に到達する幼児の保護者全員に対して、5歳児の一般的な発達に関する啓発パンフレットと5歳児発達相談のチラシを個別送付する。また、各区で実施している5歳児発達相談について、保護者への周知徹底、実施回数の拡充、関係機関との連携強化等を図る。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>
<p>⑤ 発達障害診療医療機関の周知 ●市ホームページから県の「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」につながるようになり、今後も早期発見、早期療育につなげるため、引き続き掲載し、周知を行う。 ●各区相談窓口等に、発達障害の診療を行っている医療機関に関するチラシを配付するほか、5歳児発達相談に関する保護者全員への個別通知に同チラシを同封するなど、周知が行き届くようにする。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>

2 療育・訓練体制の充実

事業・取組	担当
<p>① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施 ●発達障害児の診療体制・療育の充実を図るため、スタッフの増員に取り組んでいる。 ●こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる職員を育成するため、発達障害の評価から支援までの研修を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、 こども療育センター</p>
<p>② こども療育センターの外来療育教室の充実 こども療育センターの外来療育教室等において、言語聴覚士、作業療法士等が、様々なアプリケーションを利用できるタブレット型コンピュータを活用することにより、障害特性に応じた効果的な訓練を実施する。 また、こども療育センターや障害福祉サービス事業所の職員を対象に、地域におけるタブレット型コンピュータを活用した療育の充実に向け、研修を実施する。(年1回)</p>	<p>こども・家庭支援課、 こども療育センター</p>

<p>③ こども療育センターの発達障害児受入体制の整備</p> <p>引き続き北部こども療育センター及び西部こども療育センターの「発達障害児対応クラス」において受入れを行うほか、こども療育センターにおける令和6年度からの「発達障害児対応クラス」開設に向け準備を進める。</p>	<p>こども・家庭支援課、 こども療育センター</p>
<p>④ 地域における療育の充実に向けた専門研修等の実施</p> <p>●児童発達支援(未就学児)及び放課後等デイサービス(就学児)等を実施する事業所職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニングに必要な知識や技法を身に付けることを目的とした研修を実施する。(4日)。 また、同職員を対象として、療育、支援の質を高めることを目的とした専門研修を実施する。 (研修コース)・ベーシック研修(10日) ・フォローアップ研修(事業所訪問)(2事業所) ・フォローアップ研修(訪問指導)(1事業所)</p> <p>●保育園等において発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。</p> <p>●こども療育センターにおいて、障害児等療育支援事業及び保育所等訪問支援を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター、 障害自立支援課</p>
<p>⑤ 発達障害診断後の家族への研修の実施</p> <p>●障害のある子どもの保護者及び支援者を対象に、障害への理解を深め、本人及びその家族の福祉の向上を図っていくため、広島市こども療育センターの専門性を活かし、障害に関わる基礎的な知識や支援の技術についての基本研修(保護者等支援者研修)を行う。(年間12回)</p> <p>●発達障害児の保護者を対象に、ペアレントトレーニングの導入部分に関する研修を実施する。(6日間コース、3日間コース 各1回)</p> <p>●発達障害児の保護者を対象に、タブレット型コンピュータの活用方法などを学ぶ講座を実施する。(2日)</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター</p>

3 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

(1)保育園等

事業・取組	担当
<p>① 発達障害児基礎研修会等の実施</p> <p>発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図るため、系統だてて学ぶことができる研修を実施する。(年11回)</p>	<p>保育指導課、 こども療育センター</p>
<p>② 発達支援コーディネーターの養成</p> <p>発達支援コーディネーター養成講座を公私立保育園等において実施する。なお、内容について、医学・療育の進歩に伴った新しい情報を取り入れるとともに、専門性を絶えず学ぶことができるよう、年5回実施する。</p>	<p>保育指導課、 こども療育センター</p>

3 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

(2)幼稚園・学校

事業・取組	担当
<p>① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施</p> <p>大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。</p>	

<p>② 特別支援教育に係る指定校への支援</p> <p>●「インクルーシブ教育実践研究校」の指定を行い、専門家チーム委員を招へいするとともに指導主事等による訪問指導を実施し、合理的配慮を踏まえた授業づくり等及び特別支援学級における学級経営や授業づくり等に係る実践的な研究に取り組む。</p> <p>●自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実については、「インクルーシブ教育実践研究校」の取組に含めて行う。</p>	
<p>③-1 校内の指導体制の充実（特別支援教育コーディネーターの養成）</p> <p>特別支援教育コーディネーターに対して、新任者と経験者別に分け、研修を実施する。研修では、切れ目ない支援を提供するため、関係機関との連携や合理的配慮等の内容を扱う。また、インクルーシブ教育実践研究校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を別途年10回程度実施する。</p>	
<p>③-2 校内の指導体制の充実（個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用）</p> <p>個別の指導計画及び個別の教育支援計画を活用した計画的・組織的な指導の充実を図るよう、学校訪問指導や校長会等の場で指導し、作成・活用を促進する。</p>	<p>教育委員会 特別支援教育課</p>
<p>③-3 校内の指導体制の充実（特別支援教育体制充実検討会議の開催）</p> <p>次年度以降の特別支援教育に係る事業の企画等に資するため、本市専門家チーム委員等から、幼児児童生徒の現状について意見を聴取する会を実施する。</p>	
<p>④ 管理職への理解・啓発の推進</p> <p>発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、また、特別支援教育に係る園・校内体制の整備・充実の具現化について、理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。研修では、切れ目ない支援を提供するため、関係機関との連携や合理的配慮等の内容を扱う。</p>	
<p>⑤ 特別支援教育アシスタント事業の実施</p> <p>障害のある児童生徒等に限定せず、担任の指導のもと学校生活への不適応の対応や学習支援を実施する学習サポーターを配置し児童生徒等に対して個別の学習支援等を行うとともに、特別支援教育アシスタントを配置し通常の学級に在籍する肢体不自由児に対して学校生活での移動支援等を行う。</p>	

3 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

(3)地域

事業・取組	担当
<p>① 発達障害者社会的スキル訓練の実施</p> <p>発達障害者を支援する事業所の職員を対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を営んでいくためのソーシャルスキルトレーニングに関する研修を実施する。(4日)</p> <p>また、発達障害のある方を対象として、特性理解や生活上の工夫等をテーマにした学習会(生活応援セミナー)を実施する。(6テーマ9回程度)</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター</p>

<p>② 発達障害者生活訓練の実施</p> <p>●発達障害のある方を対象に、スタッフや他の利用者との交流を通して社会参加のきっかけづくりや社会生活の維持向上を図るために提供する、定期的に集う場（発達障害者オープン相談の場）における課外活動として、簡易な調理や、災害時の備えとしての防災グッズの試用等を行う。</p> <p>●発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするための整理収納講座を実施する。（2日）</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 精神保健福祉課</p>
<p>③ コミュニケーション支援の充実</p> <p>●広島市ホームページにおいて、コミュニケーション支援ボードをダウンロードできるよう掲載する。また、新任特別支援コーディネーター研修において、活用方法等の研修を行う。</p> <p>●広島市ホームページにおいて、携帯用コミュニケーションカード等の情報を提供する。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>
<p>④ 余暇活動等を支援するボランティアの育成</p> <p>市社会福祉協議会のボランティア情報センターに登録されている「発達障害支援ボランティア」に、発達障害者家族の集いにおいて、託児ボランティアを依頼し、経験を積んでいただき育成を図っている。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター</p>
<p>⑤ 交流の促進【新規】</p> <p>令和4年度に引き続き、交流の促進につながるより良い取組方法について検討する。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター</p>
<p>⑥ 災害時における発達障害者への支援の周知</p> <p>●市ホームページ又は講演会等において、発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について情報提供を行う。また、災害時の発達障害児・者に対する支援のリーフレットなどを、市ホームページに掲載する。</p> <p>●地域の身近な支援者である民生委員に対して、災害時の支援についてチラシを配布し、周知する。また、防災士養成講座において、災害時の発達障害児・者に対する支援のチラシを配布し、周知する。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>

4 就労支援の充実

事業・取組	担当
<p>① 就労に向けた生活訓練の充実</p> <p>発達障害者への支援の充実を図るため、障害福祉サービス事業所等に対して、機関コンサルテーションを実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 障害自立支援課、 精神保健福祉課</p>
<p>② 発達障害者就労準備支援の実施</p> <p>発達障害者が職業イメージを持ち、就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力を身に付けるとともに、協力事業所の発達障害への理解を深めるため、協力事業所において就労実習を行う（発達障害者就労準備支援事業）。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター</p>

<p>③ 関係機関の連携による就労支援の充実</p> <p>●発達障害者支援センターにおいて、就労を希望する発達障害児(者)に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図る(相談支援・就労支援)。</p> <p>また、各区保健センターにおいて、発達障害者がもつ特性の説明やこれを踏まえた相談を受けるとともに、必要に応じて、就労支援機関等関係機関へ繋ぎ、就労支援を行う。</p> <p>●障害者職業センターが、発達障害者等を対象として職業自立への職業準備性を高めるために実施する職業準備支援の講座において、「発達障害の特性」に係る講義を行う(障害者職業センター職業準備支援)。</p> <p>●広島労働局等との共催で開催する、企業の社員等を対象とした、精神障害・発達障害に関する理解を深めるための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」において、精神・発達障害者の同僚となる労働者が障害特性について正しく理解し、職場での応援者(=精神・発達障害者しごとサポーター)になるよう効果的な啓発機会を提供するため、発達障害者支援センターの職員が講師となって講座を実施する。</p> <p>●障害者雇用に関わる関係機関の連携関係を構築するため、各関係機関が開催する会議に参加し、障害者雇用の現状、各関係機関の支援事業、課題の情報交換や事例検討などを行う。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 障害福祉課、 障害自立支援課、 精神保健福祉課</p>
<p>④ 企業に対する普及・啓発【新規】</p> <p>広島労働局、障害者職業センター等との共催により、企業の社員等を対象とした、精神障害・発達障害に関する理解を深めるための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。また、企業に出向いて行う出前型の職業能力開発講座において、企業からの要望に応じ、発達障害者の特性や配慮事項等の周知を随時行う。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 障害自立支援課</p>

5 相談支援の充実

事業・取組	担当
<p>① 相談支援事業所の周知</p> <p>●引き続き、市ホームページ(発達障害支援ネットひろしま)において周知を図る。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>
<p>② 発達障害者相談支援従事者研修の実施</p> <p>発達障害者に関わる職員を対象に、発達障害のある方の特性を知り、窓口業務や相談業務における対応方法や配慮すべき点などを学んでもらう研修会を実施する。(年2回)</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター</p>
<p>③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入【新規】</p> <p>発達障害者の相談窓口の職員が発達障害の特性等をその場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できる聴き取りシートの作成・導入について検討を行う。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター</p>
<p>④ ペアレントメンター制度の実施【新規】</p> <p>「広島県ペアレントメンター実施要領」に基づき、広島県が実施するペアレントメンター・コーディネーター養成講座を、市職員や発達障害者支援センター職員等が受講する。また、広島市域においてペアレントメンター事業を実施する。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター</p>
<p>⑤ 発達障害者オープン相談の場の運営</p> <p>発達障害がありその特性から地域で孤立しがちな方を対象に、スタッフや他の利用者との交流を通して社会参加のきっかけづくりや社会生活の維持向上を図るため、定期的に集う場を提供する(発達障害者オープン相談の場)。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター</p>

<p>⑥ 継続した支援を行うためのツールの活用</p> <p>支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関(医師、学校の教師等)に提示できるサポートファイル及び持ち運びがしやすい形状のサポートファイルminiをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。(研修会開催回数 6回)</p>	<p>こども・家庭支援課</p>
<p>⑦ 関係機関の連携による支援の実施</p> <p>発達障害者支援センター等が個別ケースとして支援している発達障害者に対して同様に支援を行っている他の施設・機関からの依頼に基づき、一定期間定期的に訪問して問題を整理し、その施設・機関での対応や問題解決の方法と一緒に検討する(機関コンサルテーションの実施)。</p>	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター</p>
<p>⑧ 情報提供の充実</p> <p>国やNPO法人等のホームページに掲載している発達障害者支援に係る情報について市のホームページを通じて情報提供を行う。</p>	<p>こども・家庭支援課</p>

6 発達障害についての理解の促進と社会的障壁の除去の推進

事業・取組	担当
<p>① 啓発イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民(発達障害の診断を受けた子どもの家族や支援者、テーマに関心のある人)を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。(年1回) ●広島県、広島自閉症協会と連携して、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間にあわせて広島城のブルーライトアップ等の啓発イベントを実施する。 	<p>こども・家庭支援課、 教育委員会 特別支援教育課、 発達障害者支援センター</p>
<p>② 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市職員(各区厚生部職員等)を対象に、発達障害を含む精神保健に関する研修を複数回実施する。 ●相談支援事業所、行政、公共施設等の職員を対象に「発達障害者相談支援従事者研修」を実施する。また、発達障害者支援センターにおいて、企業等からの依頼に基づき、企業等が実施する発達障害に関する理解と対応等についての職員研修に対して講師を派遣する。 	<p>精神保健福祉センター、 こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター</p>
<p>③ 発達障害者家族の集い等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場(発達障害者家族の集い)を提供する。(開催回数)3回×3区 ●発達障害のある思春期から成人期の方の家族に対し、日頃の支援に役立つ情報を提供する研修を行うとともに、家族同士で情報交換をしたり日頃の悩みなどを話し合う場を設ける(思春期～成人期発達障害者家族の集い)。年3回(講座+茶話会) ●思春期、青年期の発達障害者の家族や支援者を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する「発達障害者思春期・青年期相談援助講座」を実施する。(1回) 	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター</p>
<p>④ パンフレット等の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市の協力の下広島県が作成したパンフレットについて、広島県での配布・利用状況を確認の上、改めてパンフレットの作成・配布について検討する。 ●具体的な対応例についてどのような周知方法が効果的か、パンフレットの作成の有無も含め、検討する。 ●発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた「発達障害のある方と家族のための広島市リソースブック」について、内容を更新できるように、更新方法等の検討を行う。 	<p>こども・家庭支援課、 発達障害者支援センター、 こども療育センター</p>

<p>⑤ 情報発信</p> <p>市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」に発達障害の特性、広島市の取組等を掲載するとともに、市ホームページ内の「特別支援教育」に、広島市教育委員会の事業や教育に関する必要な情報を掲載する。</p>	<p>子ども・家庭支援課、 教育委員会 特別支援教育課</p>
<p>⑥ 障害者差別解消法の周知【新規】</p> <p>障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮の提供等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するなど、周知を図る。</p>	<p>子ども・家庭支援課、 障害福祉課</p>